

総合特区税制の概要

平成 2 8 年 4 月

内閣府地方創生推進事務局

1 国際戦略総合特区(法人税)

○ 特別償却又は投資税額控除

特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。

【指定期限】平成30年3月31日

【対象設備】機械・装置(2千万円以上)、
開発研究用器具・備品(1千万円以上)
建物・附属設備・構築物(1億円以上)

【特別償却の割合】取得価額の40%(建物等20%)

【税額控除の割合】取得価額の12%(建物等6%)
(当期法人税額の20%までを限度とする)

【設備等取得の期間】法人指定の日から
平成30年3月31日まで

措置	対象資産	措置の内容 (H28.4.1～ H30.3.31)
特別償却	機械・装置、開発研究用器具・備品	40%
	建物及びその附属設備並びに構築物	20%
税額控除	機械・装置、開発研究用器具・備品	12%
	建物及びその附属設備並びに構築物	6%

2 地域活性化総合特区(所得税)

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

【指定期限】平成30年3月31日

【適用期間】会社指定の日から3年間

【控除額】取得に要した金額(1千万円限度)と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

【対象地域】地域活性化総合特別区域のうち、市街化区域内又は区域区分が定められていない都市計画区域内の用途地域内においてのみ特定地域活性化事業を行う株式会社

国際戦略総合特区における 特例措置(法人税)

特別償却・投資税額控除

指定法人

施行規則第15条第1項第1号～第5号

- 国際戦略総合特区協議会を構成する法人であること（第1号）
- 特定国際戦略事業（法第2条第2項第2号イ又はロに掲げるものに限る。）を行うことについて、適切かつ確実な計画（指定法人事業実施計画）を有すると認められること（第2号）
- 指定法人事業実施計画が認定国際戦略総合特区計画に適合するものであること（第3号）
- 特定国際戦略事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第4号）
- 特定国際戦略事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること（第5号）

※統括事業を実施する法人については、追加要件あり。（施行規則第15条第1項第6号）

- ・特定多国籍企業により我が国において設立される法人
（当該法人が統括事業を実施するために必要な施設の整備及び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うために、当該法人を設立する特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人が、当該設立される法人、当該特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の子法人等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人に出資を行い、これらの法人の資本金の額を統括事業の実施期間中に総額五億円以上増加させることが見込まれる場合において設立されるものに限る。）（イ）
- ・統括事業の確実な実施を図ることが見込まれる法人（ロ）
- ・資本金の額が1億円以上の法人（ハ）
- ・特定多国籍企業と密接な関係を有する法人（ニ）

「特定多国籍企業」「子法人等」の要件その他詳細については、施行規則第15条第1項第6号及び第2項～第4項参照。

国際戦略総合特区税制(法人税)の流れ

①国際戦略総合特区計画の認定

- 法人の行う特定国際戦略事業が記載されている国際戦略総合特区計画を地方公共団体が作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。(法第12条第1項及び第10項)

②地方公共団体による法人指定

- 認定国際戦略総合特区計画に記載されている特定国際戦略事業を行う法人からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は、指定要件を満たしているものを、特定国際戦略事業を行う法人として指定します。(法第26条第1項、施行規則第15条)

③法人による事業の実施状況報告

- 認定地方公共団体から指定を受けた法人は、指定に係る特定国際戦略事業の実施状況報告書を、事業年度終了後一月以内に当該地方公共団体に提出します。(法第26条第2項)

④地方公共団体による認定書の発行

- 指定を受けた法人が当該指定に係る特定国際戦略事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況等の報告を受けた地方公共団体は、その報告を受けた日から原則一月以内に、当該法人に対して認定書を発行します。(施行規則第16条第2項)

確定申告

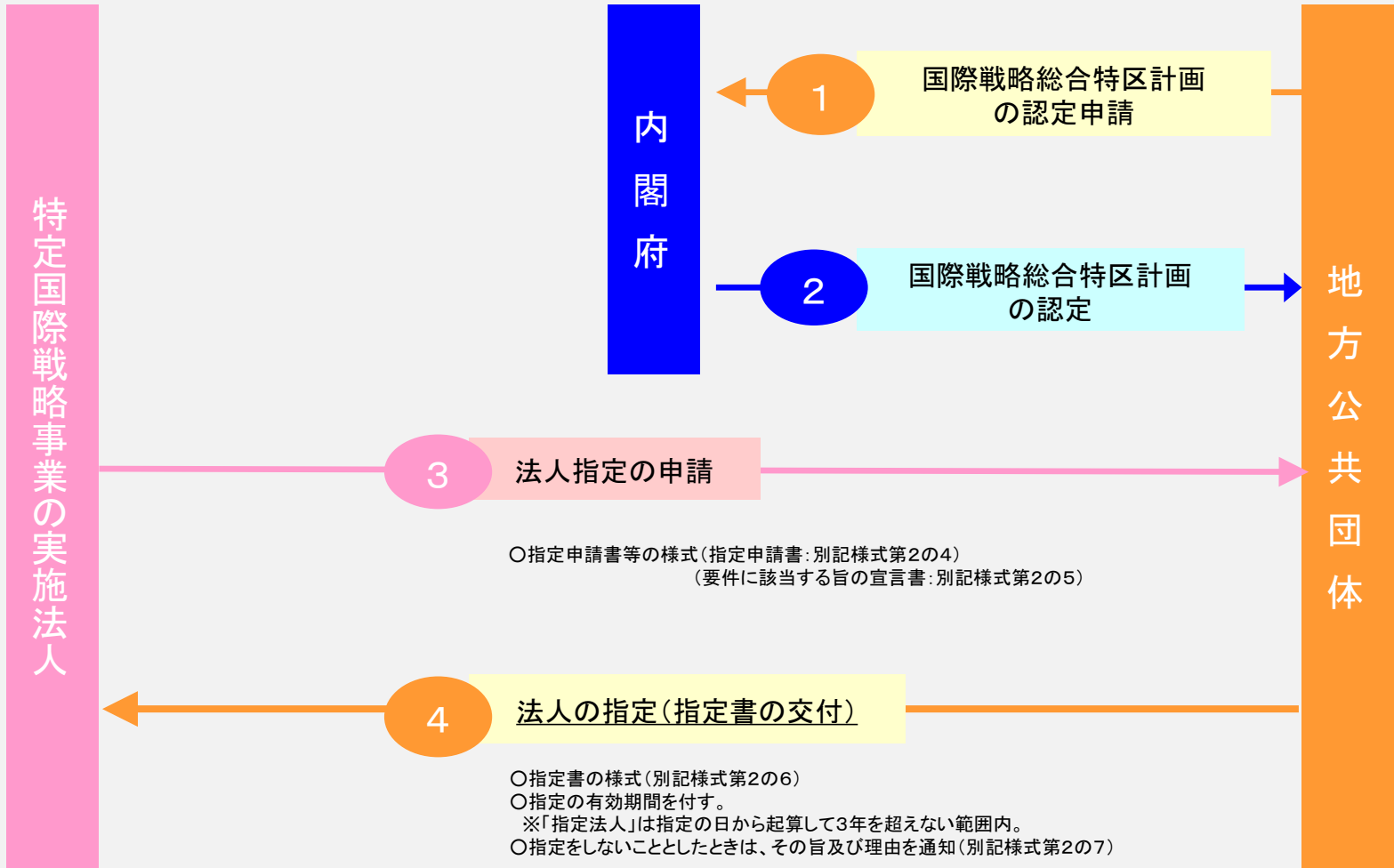
国際戦略総合特区計画の「認定申請」から「法人指定」までの手続き (施行規則第17条)

認定申請

計画認定

随時

申請受理後
1ヶ月以内



※ 上記の手続きを進めるに当たり、内閣府、地方公共団体、指定法人との間で必要な調整を実施。

「法人指定」から「確定申告」までの手続き (施行規則第16条、第17条)

法人指定

事業年度終了後
1ヶ月以内

報告書の提出後
1ヶ月以内

原則、事業年度
終了後2ヶ月以内に
確定申告

特定国際戦略事業の実施法人

1

法人の指定(指定書の交付)

- 指定書の様式(別記様式第2の6)
- 指定の有効期間を付す。
※「指定法人」は指定の日から起算して3年を超えない範囲内。
- 指定をしないこととしたときは、その旨及び理由を通知(別記様式第2の7)

2

事業の実施状況報告

- 実施状況報告書の様式(別記様式第2の1)

3

事業の実施状況に係る認定(認定書の交付)

- 認定書の様式(別記様式第2の2)

事業を適切に実施して
いると認められる場合

- 認定をしないときは、その旨及び理由を通知
(別記様式第2の3)

4

確定申告

- 添付書類は、租税特別措置法(第42条の11、第68条の14の2)参照

税
務
署

地
方
公
共
団
体

※ 上記の手続きを進めるに当たり、内閣府、地方公共団体、指定法人との間で必要な調整を実施。

地域活性化総合特区における 特例措置（所得税）

- 地域活性化総合特区協議会を構成する法人であること
- 特定地域活性化事業(市街化区域内又は区域区分が定められていない都市計画区域内の用途地域内においてのみ行う事業に限る。)を行うことについて、適切かつ確実な計画(指定会社事業実施計画)を有すると認められること
- 事業計画が認定地域活性化総合特区計画に適合するものであること
- 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる「中小企業」であって、次のいずれかに該当する会社であること
 - ① 地域活性化総合特区計画の認定日が最初の事業年度に属している法人、又は同計画の認定日において最初の事業年度が開始していない法人
 - ： 特定地域活性化事業に従事する者が2名以上であり、かつ、総従業員(常勤の役員を含む)に占める割合が50%以上であること
 - ② 地域活性化総合特区計画の認定日において、最初の事業年度が終了している法人(次のすべてを満たすもの)
 - ：(i)特定地域活性化事業の実施に必要な資金の額を直前期の営業費用の額で除して計算した割合が50%以上であること
 - (ii)特定地域活性化事業に従事する者が2名以上であり、かつ、総従業員(常勤の役員を含む)に占める割合が50%以上であること
 - (iii)直前期の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること
- 特定の株主グループが保有している株式の合計数が、発行済株式の総数の5/6を超えないこと
- 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社でないこと
- 大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人の所有に属さないこと
- 風俗営業等を行うものでないこと

地域活性化総合特区税制(所得税)の流れ

①地域活性化総合特区計画の認定

- 会社の行う特定地域活性化事業が記載されている地域活性化総合特区計画を地方公共団体が作成し、認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。(法第35条第1項及び第10項)

②地方公共団体による会社指定

- 認定地域活性化総合特区計画に記載されている特定地域活性化事業を行う会社からの指定の申請に基づき、認定地方公共団体は、指定要件を満たしているものを、特定地域活性化事業を行う会社として指定します。(法第55条第1項、施行規則第33条)

③株式投資契約の締結状況報告

- 認定地方公共団体から指定を受けた会社は、個人からの金銭による払込みを受ける前に、株式投資契約の締結状況について、認定地方公共団体に報告を行います。(施行規則第36条第1項)

④地方公共団体による認定書の交付

- 認定地方公共団体は、指定会社から個人との株式投資契約の締結状況について報告を受け、特定地域活性化事業が適切に実施される見込みであると認められるときは、指定会社に対して認定書を交付します。(施行規則第36条第3項)

⑤指定会社による認定書交付証明書の交付

- 指定会社は、特定地域活性化事業の実施に係る認定書の交付を認定地方公共団体から受けたときは、払込みによる株式投資をしようとする個人に対して、当該認定書の交付を受けた旨を証する書面(認定書交付証明書)を交付します。(施行規則第36条第5項)

個人による株式の取得

⑥指定会社による払込確認の申請

- 認定書交付証明書の交付を受けた個人が、当該書面を交付した指定会社の株式を払込みにより取得した場合には、当該書面の交付をした指定会社は、その発行する株式を払込みにより取得した個人ごとに申請書一通を認定地方公共団体の長に提出します。(施行規則第36条第6項)

⑦地方公共団体による確認書の交付

- 認定地方公共団体の長は、払込確認申請書提出を受けた日から原則として一月以内に、指定会社に対して、同項の個人ごとの確認書を発行します。(施行規則第36条第8項)

⑧指定会社による事業の実施状況報告

- 指定会社は、指定に係る特定地域活性化事業の実施状況報告書を、事業年度終了後一月以内に、認定地方公共団体に報告します。(法第55条第2項、施行規則第34条第1項)

⑨地方公共団体による認定書の交付

- 指定会社が当該指定に係る特定地域活性化事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況等の報告を受けた地方公共団体は、その報告を受けた日から原則一月以内に、指定会社に対して認定書を発行します。(施行規則第34条第2項)

⑩指定会社による書面の交付

- 指定会社は、特定地域活性化事業の実施に係る認定書の交付を認定地方公共団体から受けたときは、払込みにより株式を取得した個人に対して、当該認定書の交付を受けた旨を証する書面を交付します。(施行規則第34条第4項)

確定申告

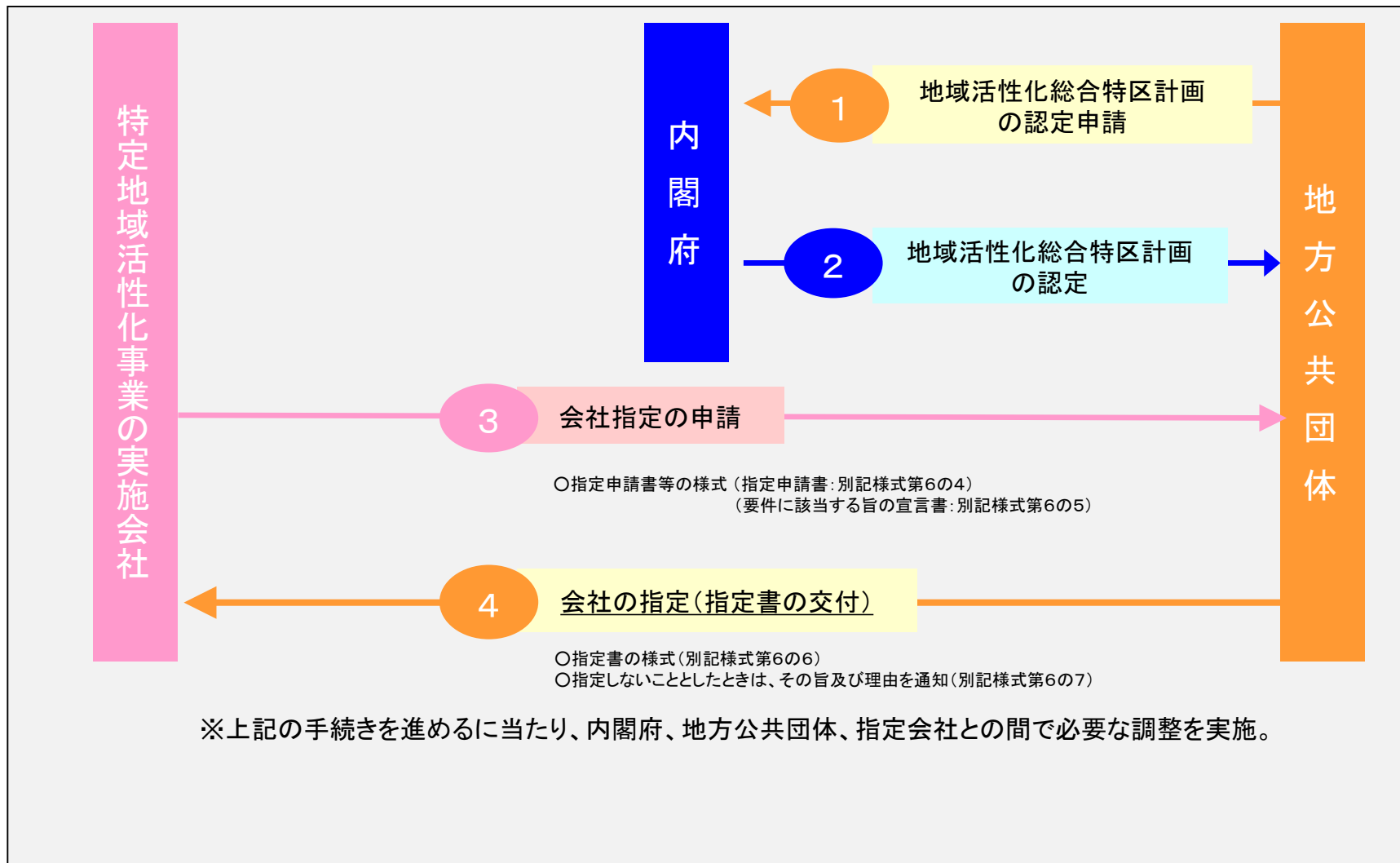
「地域活性化総合特区計画の認定申請」から「会社指定」までの手続き (施行規則第33条、第35条)

認定申請

計画認定

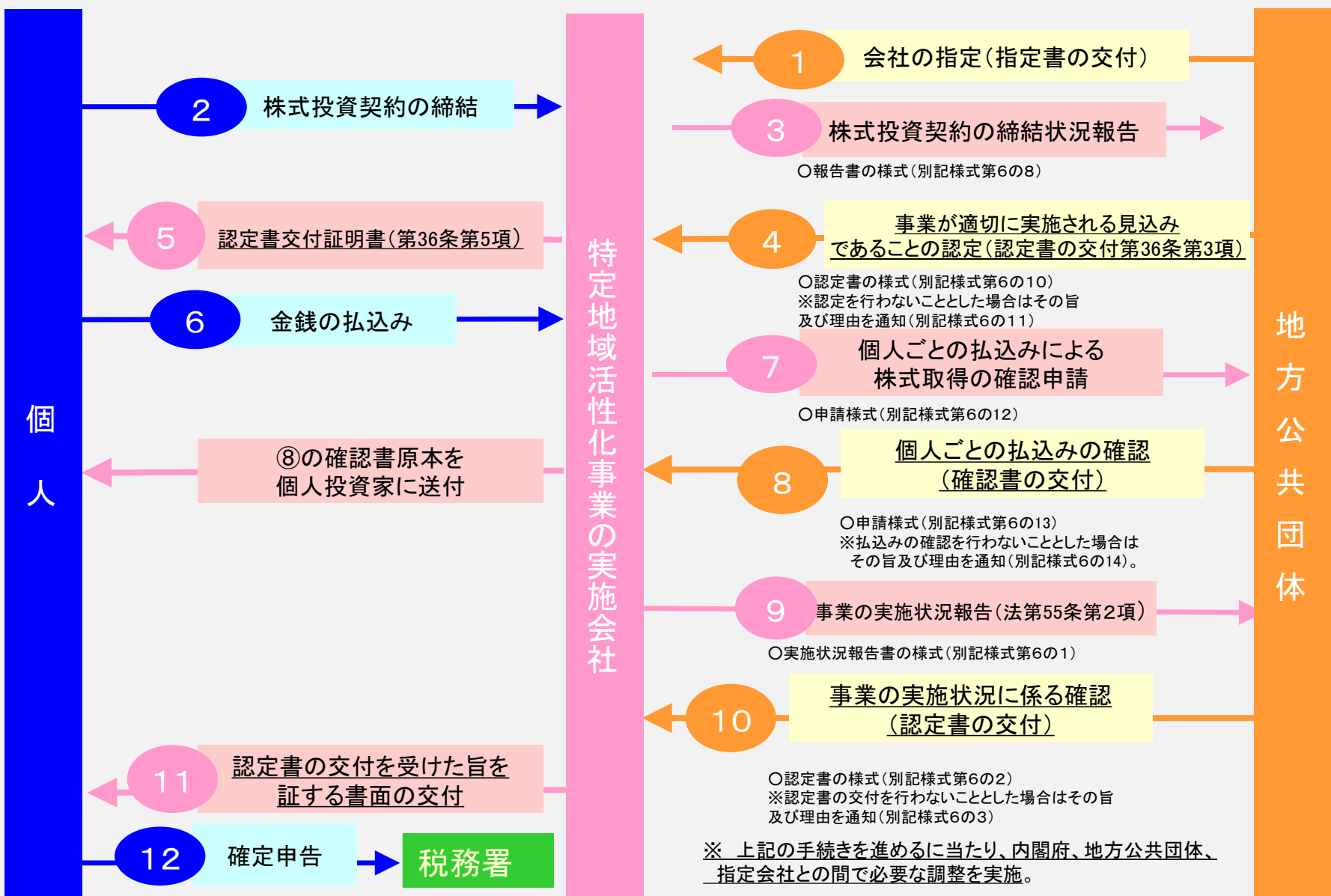
随時

申請受理後
1ヶ月以内



「会社指定」から「確定申告」までの手続き (施行規則第34条、第36条)

- ◆ 会社の指定
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ★
- ◆



○添付書類は、租税特別措置法(法第41条の19、施行令第26条の28の3、施行規則第19条の11)参照

※ 上記の手続きを進めるに当たり、内閣府、地方公共団体、指定会社との間で必要な調整を実施。